

令和 4 年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(都道府県センター事業) 委託要綱

(通則)

第 1 条 令和 4 年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第 2 条 委託事業は、働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、人手不足解消に向けた人材の確保・定着等に向けた取組を支援するため、中小企業・小規模事業者等に対する技術的な相談支援を目的として、次に掲げる内容を実施する。詳細は、「令和 4 年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）仕様書」（別添）のとおりとする。

- (1) 実施体制の整備
- (2) センター事業専門家研修の受講
- (3) 電話・メール・来所相談による個別相談支援
- (4) 企業への訪問コンサルティング
- (5) 職務分析・職務評価の取組支援と周知
- (6) 事業主向けセミナーの開催と講師派遣
- (7) 都道府県センターの周知・利用勧奨
- (8) 業種別団体等に対する継続的な支援
- (9) 協議会等への出席

(委託先)

第 3 条 委託事業は、茨城労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができるかと認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第 4 条 委託者は、受託者として適当と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第 1 号「令和 4 年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第 5 条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から 14 日以内に、様式第 2 号「令和 4 年度中小企業・小規模事業者等に対する働

き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）受託書」に様式第3号「令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第7条第2項前段の書類を併せて提出するものとする。

（実施計画書等の審査及び契約の締結）

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官茨城労働局総務部長が、様式第4号「令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第7条第2項前段の承認を必要とするものとする。

（表明確約）

第7条 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

（契約書）

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。